名 称 面 積	ヒラフ高原景観地区 約 2,438ha							
夕 45	ワイススキー場地区							
地区の区分面積	約18ha							
建築物の形態意匠 の制限 (外観の色彩)	 1 色彩はマンセル表色系において下表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。なお、色相、明度及び彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とする。 ① 各立面の面積(屋根面を除く)の1/5未満までの範囲 ② 地域産又は地域で用いられてきた素材を用いている部分(表面に着色を施しているものを除く) 							
	区分色相		彩度	区分	色相	明度	彩度	
	屋根色 R	6以下	8以下	外壁色 R		2以上8以下	8以下	
	YR	6以下	6以下	YR, Y		2以上8以下	6以下	
	Y, GY, G, I		4 以下	GY、G、	BG、B	2以上6以下	4 以下	
	PB. P. RP	4 以下	2以下	PB, P,		2以上6以下	2以下	
	N N	2 以上7.5以下	2以1	N	***************************************	3以上7.5以下	- 2以下	
						3以上1.3以下		
	2 鏡面仕上げのものを使用せず、光沢を抑える。 3 換気口など外壁面に設置する付属物は、道路からの視認性が高い場所においては外壁色と調和した色彩とする。 4 建築物に付属する塀及びフェンス等は、建築物と調和し、彩度を低くする。 5 景観法第69条第2項の規定により第1項から前項までの規定の適用を受けない建築物について増築する場合においては、同法同条第3項第二号の規定にかかわらず、当該増築をする部分以外の部分に対しては第1項から前項までの規定は適用しない。 1 外壁からの突出は、以下のとおり離れを確保する。							
建築物の形態意匠 の制限	① バルコニー、出窓、またはこれらに類するものは、道路及び隣地の境界線から1mまたは「壁面の位置の制限」で規定する離れの1/2のいずれか大きい方以上の離れを確保する。 ② 庇、軒の出またはこれらに類するものは、道路及び隣地の境界線から1m以上の離れを確保する。							
(外観の意匠)	2 建築物に付属する塀及びフェンス等は第4項の各号及び第5項を除き、高さ2mを上限とし、道路及び隣地の境界線から1mまたは「壁面の位置の制限」で規定する数値の1/2のいずれか大きい方以上の離れを確保する。 3 建築物に付属する車庫、物置及びごみ置場等を設置する場合は、建築物に調和した意匠とする。 4 建築物に附属する電気設備、機械(空調)設備及び貯蔵施設等は、当該建築物内または別棟に設置、もしくは地下に埋設する。							
建築物の高さの	ただし、通気性の確すという。 ・	保等やむを得ない場合 5場合は電の間限」で規定 場合には、場合には、 場合には、場合には、場合には、場合には、 場際しとなるする。 は、上を確は、設定が、場合は、外で、 が、が、のではないで、 をでは、外ででは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をできる。 では、 をできる。 では、 をできる。 では、 をできる。 では、 をできる。 では、 をできる。 でいた、 をできる。 でいた。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のでいたい。 のでいた。 のでい	は、次のないのは、次のないのは、次のないのは、次のないでは、次のないでは、次のないでは、次のないでは、大きないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	の条件を置いた。 位1/2のいず用いでは 位2のいず用いでは には には には には には には にいずれいで には にいずれいで には にいずれいで には にいずれいで には にいずれいで には にいずれいで には にいずれいで には には には には には には には には には には	すること。 設置する以上の たいない壁と同位 により目覧側に により道路側に が進界。配ものが がよっすす周 をするする。 でするものが でするものが でするものが でするものが でする でする でする でする でする でする でする でする でする でする	なび塀等は、高さをお 離れを確保する。 道 きまたは一体性を感 置の制限」で規定す 施す。設置する設備 は配置しない。 置するか、ルーバー 以上の離れを確保 い、高さ2mを上限とす 和が図られた意匠と (ンの配慮を行うこと) 期間は除く) りについて増築するも 1項から前項までの	印え、隣地の境界 は路からの視界 じる色彩による る数値の1/20 可及びルーバー 等により道路か する。 まる。 まただ り 場合において り 場合において り 規定は適用し	選界線 に が に に が に に の の に 、 で に し 、 、 、 に し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
最高限度	建築物は、33mとする。 2 高さの算定方法は、建築物が周囲の地盤面と接する位置のうち、最も低い位置からの高さとする。ただし、以下に規定する斜路 又は階段を除く(斜路等の幅員の合計は、それぞれ面する敷地の辺長の1/3以下とする)。 ① 幅員6m以下の車庫(倉庫、機械室が車庫内に併設され、出入り口を車庫側に設ける場合を含む)に通じる斜路又は階段② 幅員3m以下の車庫及び車庫以外の用途を併設した斜路又は階段③ 幅員9m以下の車庫及び車庫以外の用途を併設した斜路又は階段④ 幅員6m以下の車庫以外の2以上の用途を併設した斜路又は階段④ 幅員6m以下の車庫以外の2以上の用途を併設した斜路又は階段④ 電員6m以下の車庫以外の2以上の用途を併設した斜路又は階段 3 次の条件を満たす建築物はそれぞれ別の建築物として前項の規定を適用する。 ① 渡り廊下(地下1階または地上1階の一層のみ)または地盤面下(地面に完全に覆われた状態)のみでつながっていること。② それぞれの棟において、相互の外壁の中心線から「隣地に面する建築物の壁面の位置の制限」に規定している離れを確保すること。 4 昇降機等これらに類する建築物の屋上に設けるものは、高さ4mを上限とする。 5 建築基準法第3条第2項の規定により第1項の規定の適用を受けない建築物について増築する場合においては、同法同条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築をする部分以外の部分に対しては第1項から前項までの規定は適用しない。							
壁面の位置の制限	に代わる柱の面から 2 隣地に面する建物 に代わる柱の面から る場合はそれぞれらい位置からの高さと ① 高さ14m未満に ② 高さ14m以上に ③ 加速の規定は、 ① 地盤面を2m以内 境界から1m以上。 4 建築基準法第3条 法同条第3項第三		理離を6m以上 属する門若し 開を以下のと し、高さの算え して3.5mごと に該当する場 この部分 で、立ち上が 項及び第2項	とする。 くは塀、建築設 おりとする。な E 方法は、建築 C 0.5mを加算し 合について、通 りが50cm以下の の規定の適用	備を除く)の位間は、各面におい物が各面の地盤 た数値(10cm単 面用しない。 の土留め壁(たた	置の制限について、 で、壁面又はこれに を面と接する位置のう に位に切り上げ)以上 に、当該立ち上がり 物について増築する。	建築物の外壁代わる柱の位にち、それぞれのとする。 は、道路またにもあるにおいる	又はこれ 置が異な の最も低 は隣地
建築物の敷地面積 の最低限度	適用しない。 1 1,000㎡とする。							